

## 家族の想いを配慮した遺言の準備

今や「遺言時代」と言われるほどその活用法はよく知られています。遺言の利用が一部の富裕層にとどまらない時代であることは、信託銀行の遺言信託サービスの多様さからもうかがえます。例えば、生前に死後の資産運用を指定したり、病院や老人ホームなどの施設に寄贈できる遺言信託制度があったりします。また、財産額の多寡にかかわらず相続トラブルを未然に防ぐために有効となることは言うまでもありません。およそ遺産争いほど人間の醜悪さを露呈するものはなく、相続が「争族」に、そして「争続」にならないためにも遺言を残す意義があります。特に、次のような場合にはご準備をお勧めしたいものです。

**夫婦に子どもがなく、すべての財産を配偶者に相続させたい**

**息子の妻(法定相続人ではない)にも財産を譲りたい**

**特定の相続人に事業を承継させたい**

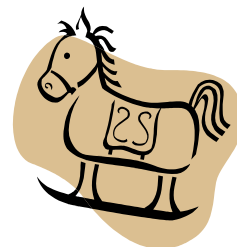
**非嫡子にも同等に相続させたい**

**内縁の妻に相続させたい**

**献身的に看護してくれた特定の子どもの多くを相続させたい**

**ある一定の期間(最長5年)遺産分割を禁止したい**

... 等々、さまざまな家族の事情や想いによって、財産の配分などを指定することが出来ます。(民法 908 条)  
遺言書のご準備をしておいた方がよいと気付かれた、ある事例をご紹介します。



Aさんは、十数年前の航空機事故で海外出張中の夫を亡くしました。新婚早々の突然の出来事に、自らの人生を断ちたい思いすら浮かんだこともあったようです。苦悩の中で生きる力を与えてくれたのは、夫の身代わりで誕生してきた長男です。今春、中学校に入学しました。一粒種の長男の成長に人生のすべての夢をかけてきたAさんは、これからの教育資金は、どの程度必要かということに強い関心がありました。高校、大学と進むならば、これくらい必要だと、漫然と予測してはいましたが、ファイナンシャル・プランナー(FP)から示された客観的なデータを確認して、現在の備えに安心感をもったようです。安心感の支えになった資金は、事故当時の保険金や弔慰金でした。子どもの教育資金の確保ができていることを確認できたことは、Aさんにとって、これからの生活設計での不安の一つが解消できたということに大きな意味がありました。

二度目の相談があったのはそれから1週間後でした。

夫の相続時の財産分けが、まだ完了していないがどうしたらよいかという内容でした。家族の構成は図の通りです。これまでの経緯をうかがうと、夫の父親が亡くなったのは、夫がまだ20歳のときで、アパート経営の不動産は亡夫に相続登記されていました。夫の不慮の事故で、法的には妻と子どもに相続権がありますが、この十数年間、不動産の名義変更手続きが放置されているということです。夫の父が亡くなったとき、義母はアパート経営の収入で生活資金を得て、夫を大学にやり、自分の老後生活資金も幾ばくかの蓄積が出来ていました。資金使途こそ違いますが、アパートは家計を支える大きな財源でした。夫が亡くなれば相続権がAさんと長男にあるも

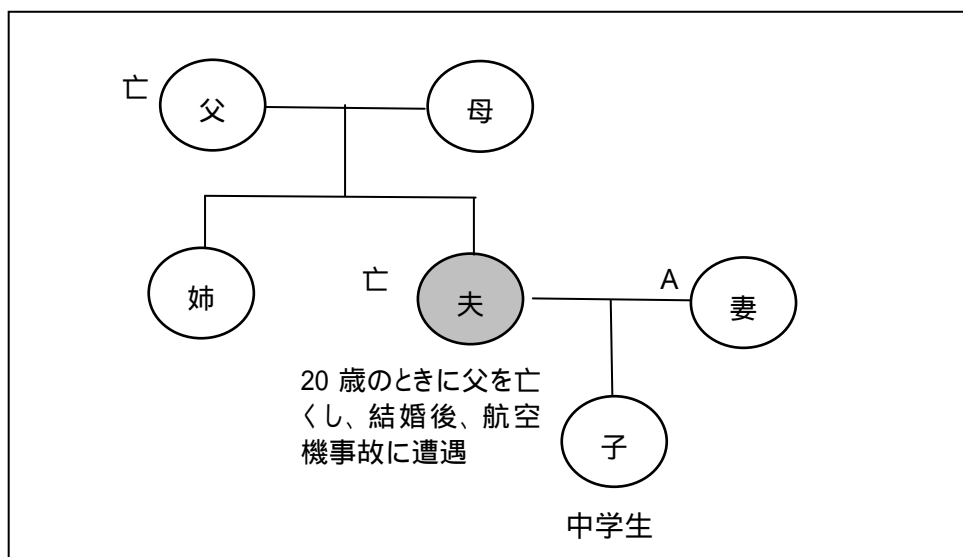
の、当時若かったAさんの再婚もあることを考慮すると、義母の立場は微妙だったはずですが。息子の嫁の名義に変える登記をためらった思いが手に取るように伝わってきます。Aさんも義母も、人生の転機を乗り越えながら、家族にとって最善の資産活用を模索してきたのです。

また、夫の妻の立場では、「私に相続権があるので自分の名前に登記してくれ」といえない心理的な事情があったことがうかがえます。その後、Aさん達は話し合い、義母が生存中はこれまで通りアパート経営の収入は、義母の生活資金に活用し、また、相続が発生した時点でAさんと長男の名義にする方針に協議が整いました。さらに義母は、遺言によって、息子(Aさんの亡夫)名義のアパート収入からの蓄積が出来た事情を想い、法定相続人ではないAさんにも自らの財産の一部を相続させる旨を伝えました。

それぞれの家族には、お互いの気持ちを理解しながら過ごしてきた生活の歴史があります。

世代間の資産継承に遺言が役立ち、幸せな生活が継続できることはすばらしいことだと改めて遺言の効用を感じる事例でした。

配偶者の死ほどストレスの大きなものはないといわれます。息子を失った母の信条も同じはずですが。財産継承の方向性が固まった後、義母は自らの判断能力が衰えたときの「転ばぬ先のつえ」としてAさんとの間で任意後見契約を準備しています。財産管理や健康面での大きな不安を解消することは豊かな人生への備えといえます。



< 著者プロフィール >

## 有田 敬三 氏

株式会社 生活経済研究所 代表取締役。

都市銀行勤務中の1986年、金融界初のファイナンシャル・プランニング会社の設立に参画。その後、1999年7月、株式会社 生活経済研究所を設立し現在に至る。中小法人、個人顧客層を対象に会員制でコンサルティング業務を行っている。著書に「ホリスティックファイナンシャルプランニング」「CSの心理学」など。

「マネープラン読本」は日本リスクマネジメント学会優秀著作賞受賞。

立命館大大学院、関西学院大でも教鞭をとっている。

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局 (株)日税ビジネスサービス 総合企画部]までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488